

市道路線の廃止について

市道路線の廃止について、道路法（昭和27年法律180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月8日提出

霧島市長 中 重 真 一

廃止する路線

路線名	起 終	点 点	重要な経過地等
北園～崩丸線	霧島市横川町上ノ字役所上3035番2地先 霧島市横川町上ノ字小園原2977番5地先		

（提案理由）

県営農業競争力強化基盤整備事業（北霧島地区）により当該区域内におけるほ場整備及び道路整備を実施することに伴い市道路線を廃止するため、市道路線の廃止について、議会の議決を求めるものである。